

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>指定納付受託者制度は地方自治体の歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的としているが、コンビニでの納付の場合、店頭での現金で納付する場合においても、従来の収納委託ではなく、指定納付受託者に指定するものであるか？ その場合、現金のみを取り扱う従来の収納委託は指定納付受託者としなくてもよいが、現金でのコンビニ納付を指定受託者としなければならないのか？</p>	<p>ご指摘の場合については、従来の収納委託制度で現金納付を行うことが可能です。(なお、指定納付受託者に指定することも可能です。)</p>	無
	<p>次のケースにおいて、指定納付受託者とする者についてご教授ください。</p> <p>1 コンビニでの納付の場合 (1)コンビニに設置してある端末からバーコード付きの書面を出力し、それをもってコンビニ店頭窓口で支払う場合、各コンビニを指定納付受託者とするか？</p> <p>2 コンビニでの納付の場合で、各コンビニとの間に収納を取りまとめる委託先がいる場合 (1)コンビニ以外で出力された納付書をコンビニ店頭窓口で支払う場合、取りまとめる委託先を指定納付受託者としてよいか？ それとも第12条の2の6第1項「指定納付受託者は？書面で交付するものとする。」とのことから、コンビニ納付でその場で領収書を交付することができる各コンビニを指定納付受託者としなければならないか？</p> <p>各コンビニが指定納付受託者となる場合、歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日について、取りまとめる委託先を通じてそれを地方公共団体の長に通知してもよいか？</p> <p>各コンビニが指定納付受託者となる場合、各コンビニそれぞれと何らかの契約を締結する必要があるか？ その場合は、各コンビニは数百とある自治体とそれぞれ個別に契約を締結することとなるか？</p> <p>3 イシューとアクワイアラが同一の場合 (1)クレジットカードの場合の指定納付受託者は？ (2)電子マネーの場合で ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？ (3)スマートフォンアプリ(PayPay等)の場合で ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？</p> <p>4 イシューとアクワイアラが同一で、市とその間に決済代行業者がいる場合 (1)クレジットカードの場合の指定納付受託者は？ (2)電子マネーの場合で ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？</p>	<p>【質問1】 1・2 指定納付受託者とは、住民からの委託を受け、地方公共団体に公金を納付する事業者となります。どの事業者を指定納付受託者とするかは、地方公共団体がそれぞれの決済フローにおいて納付義務者からの委託を受け納付する責任を負うこととなる主体を適切に判断し、指定することになるものと考えています。 具体的な運用については、今後、地方公共団体等における指定納付受託者制度についての参考となるよう、運用の指針等を策定する予定としております。</p> <p>指定納付受託者は、報告の対象となつた期間や当該期間において歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額、納付年月日等を普通地方公共団体の長に報告しなければならないとされています。報告の方法については、地方公共団体と指定納付受託者において、取り決めて頂くものと考えております。</p> <p>3～6 クレジットカード決済において、クレジットカードを発行し、クレジットカード利用者から利用料を請求する者(イシュー)と、クレジットカード利用者からの通知を受けて加盟店に対する支払を行う者(アクワイアラ)が決済手続に携わることとなる場合には、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることとなるアクワイアラを指定納付受託者として指定すべきと考えます。 他の決済方法においてどの事業者を指定納付受託者とするかは、1・2で御回答させて頂いたとおりです。</p>	

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
2	<p>(3)スマートフォンアプリ(PayPay等)の場合 ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？</p> <p>5 イシューとアクワイアラが別の主体である場合 (1)クレジットカードの場合の指定納付受託者は？ (2)電子マネーの場合 ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？ (3)スマートフォンアプリ(PayPay等)の場合 ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？</p> <p>6 イシューとアクワイアラが別の主体で、かつ市とアクワイアラの間に決済代行業者がいる場合 (1)クレジットカードの場合の指定納付受託者は？ (2)電子マネーの場合 ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？ (3)スマートフォンアプリ(PayPay等)の場合 ア プリペイド形式の場合の指定納付受託者は？ イ ポストペイ形式(クレカ紐付け)の場合の指定納付受託者は？</p> <p>○質問2 第12条の2の6第2項 「指定納付受託者は？その旨を電子情報処理組織をしようして通知するものとする。」について、アクワイアラとイシューが別主体で、指定納付受託者がアクワイアラとなった場合、指定納付受託者はイシューを通じて当該歳入等を納付しようとする者に通知を行ってもよいか？</p> <p>○質問3 経過措置について 指定代理納付者制度の経過措置につきまして、令和4年1月4日において指定代理納付者である場合、令和5年3月31日までは従前の例によることですが、例えば、令和4年1月4日に指定代理納付者であったが、単年度の契約で令和4年4月1日付けで再度契約し直した場合(同じ相手方)についても、この経過措置を適用して指定納付受託者ではなく、令和5年3月31日まで自動的に指定代理納付者となるか？</p> <p>○質問4 指定納付受託者の指定を受けた者は、委託契約が単年度である場合は、毎年指定する必要があるか？それとも一度指定すると取消となるまでは指定納付受託者となるか？</p>	<p>【質問2】 イシューを通じて通知を行っていただいて構いません。</p> <p>【質問3】 令和5年3月31日まで指定代理納付者となるかどうかは契約の有無とは関係なく、指定の効果及ぶ期間によって判断されるものであり、令和4年1月4日において現に指定代理納付者である者への改正前の地方自治法第231条第6項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることとされております。</p> <p>【質問4】 指定納付受託者については、普通地方公共団体の歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として一定の要件を満たす者を、普通地方公共団体の長が指定することとしております。指定が取り消されない限り、普通地方公共団体の長が毎年指定する必要はありません。</p>	無
3	<p>・コンビニ納付の場合で、納付書に収納代行「電算システム」と書いてある納付書をセブンイレブンのレジでnanacoで支払う場合は、どこが指定納付受託者となりますか？</p> <p>・セブンイレブンのコピー機で、マイナンバーカードを使って住民票等を出すときなのですが、nanacoで支払うことができます。このnanacoで支払った場合は、指定納付受託者はどこになりますか？</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>指定納付受託者とは、住民からの委託を受け、地方公共団体に公金を納付する事業者となります。どの事業者を指定納付受託者とするかは、地方公共団体がそれぞれの決済フローにおいて納付義務者からの委託を受け納付する責任を負うこととなる主体を適切に判断し、指定することになるものと考えています。</p> <p>なお、今後、地方公共団体等における指定納付受託者制度についての運用の参考となるよう、運用の指針等を策定する予定としております。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	電子マネー等、幅広く使えるようになるのはいいですが、某外資系のシステムで情報を悪用されないよう、明文化してください。	貴重な御意見として承ります。	無
5	クレジットカードの利用については手数料を数%も取得されては絶対に良くない事であるので(税的に適切でない。)、特別にごく少ない費用又は無料の手数料となるようにされたい。(そのための法令制定などをされたい。)	貴重な御意見として承ります。	無